

# 兵庫県公報

平成20年2月26日 火曜日 第1956号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 換地処分に伴う洲本市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（水質課）	8
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	8
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	8
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 漁業法に基づく但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等（但馬県民局）	10
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 西播磨高原都市計画公園事業の変更認可（公園緑地課）	17
<b>公 告</b>	
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	17
○ 八鹿町岩崎区整備計画案の縦覧公告（但馬県民局）	19
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	19
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	21
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（まちづくり課）	22
○ 貸金業者の登録の取消し公告（神戸県民局）	23
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	23
<b>公安委員会規則</b>	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	24
<b>公安委員会告示</b>	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱等	24
○ 同 上	25
○ 同 上	33
○ 同 上	34
○ 同 上	34
○ 同 上	35
○ 同 上	35
○ 同 上	36
<b>正 誤</b>	
○ 平成16年3月16日付け兵庫県公報第1551号中	36
○ 平成19年11月30日付け兵庫県公報号外中	37

## 公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
- 1 町名の変更に伴い、伊丹警察署阪急駅前交番、新伊丹交番、伊丹駅前交番、神津交番及び北村交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
  - 2 たつの警察署横内駐在所の名称及び位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後			
大 字	字	地 番	大 字	字		
五色町鮎原吉田	西ノ瀧	97	五色町鮎原吉田	後世ノ脇		
	五色町都志大宮	373 375 375の1 375の2 376 377 377の1 378 379 381の1				
	大 木	386				
五色町鮎原吉田	後世ノ脇	78の1 80の1 81 82の1 125 126	五色町鮎原吉田	大 向		
	谷	123の1 124				
	脇 田	162 163の1 163の2 164の1 164の2 165から167まで 169の1 169の2 170の1 170の2 171の1 171の2 172から174まで 176 179から183まで 185 186 188 190から192まで				
	鎌 田	177 178				
	脇田谷池	187				
	仮 屋 面	189の1 228 229 232から234まで 234の1 235から237まで 238の1 238の2 239の1 239の2 241 246 247 250 250の1				
	四 丁 田	244の1 244の2				
	市 水 口	245の1 245の2 271から274まで				
	弥ノ谷	251の1 252 252の1 253 254				
	栗 林	264 265 265の1 266の1 266の2 267から269まで 269の1 270				
	木ノ下	25の一部 1243の一部			五色町鮎原吉田	落 合
	馬屋尻	49の一部				

長 助 田	66の1の一部 66の2の一部 67の一部 68の1 69の1 70 71の1		
西ノ垣内	1242の1の一部 1242の2の一部 1244の1の一部 1244の2の一部 1245 1246の1 1246の2 1247の1 1247の2		
猿 食	1248 1248の1 1249の1 1249の2 1253 1254の1 1255の1		
穴 釜	1250 1251の1から1251の3まで 1267の2 1267の4 1267の5		
西ノ久保	1252 1262の1 1262の2 1263 1266の1から1266の 3まで		
噺	1264の1 1265の1から1265の3まで		
西ノ垣	1268 1269 1270の1の一部 1270の3の一部		
原	1295の1の一部		
畑 田	16の1	五色町鮎 原吉田	野 手
噺	34の4の一部		
土井ノ内	37の1から37の4まで 39の2 39の3 40の1 40の 2 41		
馬屋尻	42 43 44の1 44の2 45 46 47の1 47の2 48 の1 48の2 49の一部 50 51の1 51の2		
竹ノ添	56		
落 合	63の1の一部 63の2 63の3の一部 64の1の一部		
長 助 田	66の1の一部 66の2の一部 67の一部		
岩ノ前	353の一部 354 355		
称昌保	356の一部		
堂 面	1の1 1の2 2		
門 畑	14の1		
畑 田	17の1 17の2 18の1 18の2 19の1 19の2		
障子口	20の1から20の3まで 21		
木ノ下	25の一部 1243の一部		
落 合	27 28の一部 31の一部 32の1 32の2 33		
噺	34の4の一部 34の5 34の7		

西ノ垣内	1242の1の一部 1242の2の一部 1244の1の一部 1244の2の一部		
西ノ垣	1270の1の一部 1270の2 1270の3の一部		
藪内	1285 1287の1 1287の2 1288		
西畑	1286		
原	1289 1291 1292 1292の1 1293 1294 1295の1の 一部 1295の2 1321 1323		
川口	1345から1347までの各一部		
久保田	7の一部 8の一部 11の5の一部 358	五色町鮎 原吉田	若 宮
十郎ケ花	276の1 340の1 341の1 342の1		
住谷	277 278の1 278の2		
切石	279の1		
神子ノ開地	330 331 334 336の1 336の2 338の1 339		
惣田	343の1 344 345 346の1 347 348の1		
称昌保	349の1 351 356の一部 357の1 357の2		
早田	350		
岩ノ前	352 353の一部		
幸先	359の1 359の2 359の4 360の1 361 403		
楡木町	362		
板ケ内	363 365の1 366		
中ノ内	364		
藤ノ木	367 369		
羽坂谷	368 370 371		
氏ケ平	386から388まで		
三百田	396 397		
オノ花	411		
川口	414の一部 1345から1347までの各一部		
原	1315の1 1315の2 1325	五色町鮎 原吉田	三昧ケ谷
渡井詰	1328 1330		

薬 師 谷	1329の1		
川 口	414の一部 415 1343 1344 1345の一部	五色町鮎 原吉田	中 井 手
露 ノ 詰	416		
才 ノ 花	417から427まで 429の1 439		
古 地	435から438まで 440 441		
岡ノ垣内	442から448まで 450から452まで		
門 屋 敷	453 468の一部 471の一部		
門	469の一部		
岡ノ開地	472から474まで 475から478までの各一部 480から484 までの各一部		
糶屋賀手	925の2の一部		
宇兔ノ口	1059 1060 1062から1064まで 1065の2 1066		
薬 師 前	1061		
流 谷	1341		
樋 詰	1342の1 1342の2		
葭 池	458	五色町鮎 原吉田	仮 又
仮 又 脊	461の2 461の3		
仮 又 谷	464		
門 屋 敷	468の一部		
門	469の一部		
八 斗 山	1031	五色町鮎 原吉田	真 堂 谷
岡ノ開地	475から478までの各一部 480から482までの各一部	五色町鮎 原吉田	宇兔ノ口
中 井 手	479の一部		
櫛 ケ 本	499の一部		
池 田	529の一部		
坊 畑	888 893の一部		
片 山	894の一部 919 920の一部 921の一部 924 927 929の1		

糶屋賀手	925の1 925の2の一部 928の1		
門屋敷	471の一部	五色町鮎 原吉田	堂角田
中屋垣内	486		
岡ノ垣内	487 491		
岡ノ開地	480から484までの各一部 492から494まで		
櫛ヶ本	499の一部 500		
池田ノ上	525 525の1		
佐手	528の一部 532の一部		
池田	529の一部		
坊畑	893の一部		
片山	894の一部 920の一部 921の一部		
池田	529の一部 530の一部		
青瀧	535		
池田	529の一部 530の一部	五色町鮎 原吉田	小矢田
佐手	531の1の一部 531の2の一部 778の一部		
芋地田	768の一部 776の一部 776の2 781		
花ノ木	769の1の一部		
浄土坊	774の一部 775の一部 775の2の一部 777		
柳ヶ谷	779 779の1 780 782 783 783の1 784 785の 一部 787の一部 787の1の一部		
勢々奈木	791の1の一部 792の3の一部		
花ノ木	763の2の一部 766の一部 769の1の一部 769の1の 1		
芋地田	767の一部 776の一部		
柳ヶ谷	785の一部 786 787の一部 787の1の一部 788 788 の1 788の1の2 790		
八斗山	789 789の2		
小矢田	862の一部		
佐手	531の1の一部 532の一部 778の一部	五色町鮎 原吉田	浄土坊
波細	773の一部		

	野 後	568の1の一部 569の一部 570の一部 571 572の一部 574の一部 575	五色町鮎原吉田	保 六 田
	花ノ木	576 577 577の1 578の一部 578の1 578の2の一部 579の1 579の2 580の一部 580の1の一部 581 )の一部 587の一部 603の1 752 753 758 582 ) から760まで 761の1 761の2 762 763の1 763の2の一部 763の4から763の6まで 764 765 766の一部 769の1の一部 769の2の一部 770の一部		
	堂 面	756 757		
	芋地田	767の一部 768の一部 776の一部		
	八斗山	771の一部		
	浄土坊	775の一部		
	波 細	555 556 773の一部	五色町鮎原吉田	野 後
	花ノ木	578の一部 578の2の一部 580の一部 580の1の一部 581 )の一部 585 587の一部 769の1の一部 769 582 ) の2の一部 770の一部		
	八斗山	771の一部		
	浄土坊	774の一部 775の一部 775の2の一部		
	堂ノ鼻	640の一部 645の一部 646の一部	五色町鮎原吉田	井ノ谷
	中 原	675の1の一部 675の1の1 675の2 675の3		
	湯ノ谷	685 729		
五色町鮎原葛尾	鈴ケ松	784の一部 784の1の一部 785の2の一部 787の一部 788の一部 789の1 789の2 790から792まで 793の1 793の2 794から797まで		
	東	788の2の1 788の2の2の一部		
五色町鮎原吉田	鈴ケ松	660の7 662の一部 663の2の一部 663の4の一部	五色町鮎原吉田	堂ノ鼻
五色町鮎原葛尾	鈴ケ松	784の一部 784の1の一部 785の1の一部 785の2の一部 786から788までの各一部		
	東	788の2の2の一部 788の3		
五色町鮎原吉田	鈴ケ松	662の一部 663の1 663の2の一部 663の4の一部 663の5 673 674	五色町鮎原葛尾	鈴ケ松

中 原	675の1の一部		
湯 ノ 谷	676 676の1		
井 ノ 谷	683の1		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成19年11月6日現在の地番である。

**兵庫県告示第159号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成17年兵庫県告示第228号により指定した区域（高砂市米田町古新字西新田286番1の一部、286番4の一部、314番47の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

**兵庫県告示第160号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
大野下土地改良区	非土地改良事業	大野下地区	平成20年2月26日から 同 年3月17日まで	洲本市役所

**兵庫県告示第161号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家 畜 伝 染 病 の 種 類	ヨーネ病
2 家 畜 の 種 類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭



4 発 生 場 所	西脇市
5 発 生 年 月 日	平成20年 2月 6日
6 その他参考となるべき事項	E L I S A検査により発見

#### 兵庫県告示第162号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市栴江字福井東谷1120、1120の1、1121・1126(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1132から1134まで、1138、1139、1146
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字福井東谷1120・1121・1126・1138(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1132、1139
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第163号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町小人字御蔵前139(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第164号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

方位は真方位を示す。

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

公示番号	免許の内容となるべき事項					地 元 地 区			
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁業の区域	制限又は条件	市 郡	区 町	字
定第601号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から 12月31日まで	豊岡市竹野町 田久日地先	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日字才の神294番地の水準点 ア Aから61度7分662メートルの点 イ Aから29度50分1,447メートルの点 ウ Aから49度1分1,616メートルの点 エ Aから71度8分835メートルの点	—	豊岡市	竹野町	田久日 宇野 竹野 切浜 浜須井
定第602号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から 12月31日まで	豊岡市竹野町 田久日地先	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日イソジ地先冠島先端 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから270度100メートルの点 ウ アから0度1,300メートルの点 エ ウから270度600メートルの点	—	豊岡市	竹野町	田久日 宇野 竹野 切浜 浜須井
定第603号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から 12月31日まで	美方郡香美町 香住区鑑地先	次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字水ヶ浦1534番地と同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎北端) B 美方郡香美町香住区鑑地先マドカケ島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから326度40分1,200メートルの点	—	美方郡	香美町 香住区	鑑 余部

定 第 6 0 4 号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から 12月31日まで	美方郡香美町 香住区余部地 先	ウ イからBを見通す線と対岸との交点 次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部大崎鼻北端 B 美方郡香美町香住区余部字御崎地先黒島頂上 ア Aから35度40分900メートルの点 イ Bから35度900メートルの点 ウ イからBを見通す線と対岸との交点	—	美 方 郡	香美町 香住区	鑑 部 余
定 第 6 0 5 号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から 12月31日まで	美方郡新温泉 町釜屋地先	ウ イからBを見通す線と対岸との交点 次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町釜屋漁港中突堤先端の電柱 B 美方郡新温泉町釜屋字長イノ地先黒島頂上 ア Aから353度40分1,700メートルの点 イ Bから353度40分1,650メートルの点 ウ イからBを見通す線と対岸との交点	—	美 方 郡	新温泉町	釜 屋
区 第 7 0 1 号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖 業	1月1日から 12月31日まで	豊岡市竹野町 竹野字賀島地 先	ウ イからBを見通す線と対岸との交点 次の点のうちウ、エ、オ、カ及びウを結んだ線に よって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎地先ミイ島 ア Aから97度70メートルの点 イ Aから97度270メートルの点 ウ アから7度100メートルの点 エ イから7度100メートルの点 オ イから187度100メートルの点 カ アから187度100メートルの点	付記のと おり	豊岡市	竹野町	田久日 宇野 竹切 浜須井

区第702号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 4月30日まで	豊岡市竹野町 宇日地先	豊岡市竹野町竹野字賀島猫崎灯台 A Aから140度1,300メートルの点 ア アから0度500メートルの点 イ イから90度500メートルの点 ウ ウから180度500メートルの点	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置	付記のとおり	豊岡市	竹野町	田久井 日野 浜 竹切 濱須井
区第703号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 4月30日まで	美方郡香美町 香住区安木及 び訓谷地先	美方郡香美町香住区佐津川尻右岸防波堤突端 B 美方郡香美町香住区訓谷字城山地先前島北端 C 美方郡香美町香住区安木字長浜地先赤島北西端 D 美方郡香美町香住区安木字大須井恵比須浜北端の標識 E 美方郡香美町香住区訓谷字城山地先ししが鼻北端 ア AとBを結んだ線上Aから50メートルの点 イ AとCを結んだ線上Cから500メートルの点 ウ DとEを結んだ線上Dから400メートルの点 エ AとBを結んだ線とDからEを見通した線との交点	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置	付記のとおり	美方郡	香美町 香住区	相谷 安木 訓谷
区第704号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 4月30日まで	美方郡香美町 香住区無南垣 地先	美方郡香美町香住区白ヶ浦島鷹の鼻 B 美方郡香美町香住区無南垣字左近谷北西端ヒジキケ鼻	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置	付記のとおり	美方郡	香美町 香住区	無南垣 浦上計 浦上沖

区第705号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 4月30日まで	美方郡香美町 香住区下浜字 三田地先	C 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 D 美方郡香美町香住区無南垣字弥ヶ谷ケムクジ一 頂上 ア AとCを結んだ線上Aから300メートルの点 イ AとCを結んだ線上Cから600メートルの点 ウ BとDを結んだ線上Dから300メートルの点 エ BとDを結んだ線上Bから200メートルの点 次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字朽三田地先弁天鼻 B 美方郡香美町香住区下浜松島南端 C 美方郡香美町香住区下浜久津井湾口北東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田と同町香住区下浜字朽三田との海岸線における界	美方郡	香美町 香住区	下 浜	
区第706号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 4月30日まで	美方郡香美町 香住区下浜字 オッパセ地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜オッパセ須井の小鼻北端 B 美方郡香美町香住区下浜オッパセ地先東赤島南端 C 美方郡香美町香住区下浜オッパセ地先西赤島北端 ア Aから263度40分510メートルの点 イ Cから263度40分320メートルの点 ウ Cから263度40分70メートルの点 エ Bから263度40分250メートルの点	美方郡	香美町 香住区	下 浜	

区 第 7 0 7 号	第 1 種 区 画 漁 業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	10月 1 日 から 4月30日 まで 同 上	美方郡新温泉 町三尾字高見 地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾字高見地先黒島北端 ア Aから274度120メートルの点 イ アから334度160メートルの点 ウ イから64度380メートルの点 エ ウから154度160メートルの点	付記のと おり	美方郡	新温泉町	三 尾
----------------	---------------	------------------	-------------------------------	------------------------	--	------------	-----	------	-----

- 2 免許の申請期間 平成20年3月1日から同年5月31日まで
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 漁業権の存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

付 記

制限又は条件

養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

#### 兵庫県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3. 4. 222号広野吉田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
三木市志染町広野2丁目及び3丁目

#### 兵庫県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画道路  
3. 5. 157号有年駅南線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
赤穂市有年横尾字丁田

#### 兵庫県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播磨高原都市計画公園  
6. 5. 201号木戸口公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
赤穂郡上郡町光都3丁目



**兵庫県告示第168号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 八鹿都市計画道路
  - 3. 6. 302号八鹿環状線
  - 3. 6. 304号扇町宮町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - [3. 6. 302号八鹿環状線]
  - 養父市八鹿町八鹿字家下モ、字八鹿及び字猿山
  - [3. 6. 304号扇町宮町線]
  - 養父市八鹿町八鹿字八鹿

**兵庫県告示第169号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
  - 播磨高原広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - 西播磨高原都市計画公園事業
  - 6. 5. 201号 木戸口公園
- 3 事業施行期間
  - 平成19年 5月 1日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分
    - 平成19年 5月 1日告示第549号の事業地のうち赤穂郡上郡町光都 3丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分
    - 平成19年 5月 1日告示第549号の事業地のうち赤穂郡上郡町光都 3丁目地内において事業地を削る。

**公 告**

**広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ**

平成20年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成20年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨
  - 兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する刊行物の質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。
- 2 企画提案コンペの概要
  - (1) 名称
    - 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ
  - (2) 方法
    - 刊行物の紙面構成に対する提案及び業務の実施体制に関する提案を求める。
  - (3) 提案の対象

ア 刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案  
(別途修正する刊行物を配布する。)

イ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県県民政策部知事室広報課企画調整係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県第2号館4階)

電話(078)362-3018(直通) F A X (078)362-3903

E-mail:kouhouka1@pref.hyogo.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙(誌)面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (4) 上記(1)から(3)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県県民政策部知事室広報課長(以下「広報課長」という。)が指定する場所及び日時に2名以上派遣できること。
- (5) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (6) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

平成20年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下、「募集要項」という。)は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成20年2月26日(火)から同年3月4日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 応募函書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成20年3月5日(水)から同月12日(水)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

(1) 質疑

ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙(様式1)により、事務局に郵送、メール、又は持参すること。

イ 質疑受付期間

平成20年2月26日(火)から同年3月5日(水)午後5時まで

(2) 回答

平成20年3月10日(月)までに質疑者に郵送します。

6 応募函書等

(1) 応募函書

ア 応募申込書(様式2)

イ 法人概要

ウ 修正案の作品(6部。そのうち5部はカラーコピーも可。)

エ 修正案の説明書

オ 業務実施体制の企画案

カ 受託予定業務に係る見積書

審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

- (2) 応募図書の著作権の帰属  
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 応募図書の提出後の取扱い
  - ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
  - イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用  
応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
  - (1) 審査及び選考方法  
提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。
  - (2) 当選者等の通知  
応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い  
所定の手続を経た後、当選者に平成20年度における広報デザイン室業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等  
広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項による。

#### 八鹿町岩崎区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、南但馬地域の養父市八鹿町岩崎区の区域の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成20年2月26日

但馬県民局長 南 向 明 博

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
南但馬地域
- 2 整備計画の名称  
八鹿町岩崎区整備計画
- 3 整備計画の区域  
養父市八鹿町岩崎字屋敷地ほか（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）
- 4 整備計画案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課並びに養父市政策監理部企画政策課
- 5 整備計画の縦覧期間  
平成20年2月26日（火）から同年3月10日（月）まで

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、

意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年2月26日

中播磨県民局長 原 田 彰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ザグザグ姫路岡田店  
所在地 姫路市岡田字七反長360-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三菱UFJリース株式会社  
代表者の名前 小 幡 尚 孝  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
代表者の氏名 藤 井 孝 洋  
住所 岡山市清水369番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年10月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,110平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
42台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
34台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
7.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成20年2月4日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年2月26日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成20年6月26日
  - (2) 提出先  
中播磨県民局県土整備部まちづくり課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年2月26日

中播磨県民局長 原 田 彰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ岡田店  
所在地 姫路市岡田字蔵の内264-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 原 田 昭 彦  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
    - イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 原 田 昭 彦  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
    - イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 変更前  
荷さばき施設① 96平方メートル
    - イ 変更後  
荷さばき施設① 96平方メートル  
荷さばき施設② 24平方メートル
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前  
午前9時
    - イ 変更後  
午前7時
  - (5) 来客が駐車場を利用できる時間帯
    - ア 変更前  
午前8時30分から翌午前0時15分まで
    - イ 変更後

午前6時30分から翌午前0時15分まで

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設① 午前6時から午後7時まで

イ 変更後

荷さばき施設① 午前9時から午後7時まで

荷さばき施設② 午前6時から午前9時まで

4 変更年月日

(1) 3の(1)及び(2)

平成18年5月22日

(2) 3の(3)及び(6)

平成20年10月2日

(3) その他

平成20年2月19日

5 届出年月日

平成20年2月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年2月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年6月26日

(2) 提出先

中播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西

所在地 川西市栄町813番1

2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

(1) 特に夜間・深夜・早朝において青少年が蟻集することによる近隣住民及び店舗、来客に対する迷惑行為や不良行為の防止に向けた体制や環境整備を要望するとともに、営業時間内及び特別に必要なと思われる時間帯に制服着用の警備員を常時複数配置し、緊急事態においては警察との連携が円滑に行なえるよう要望する。

(2) 営業時間の変更等に伴い、騒音規制法等の特定施設に係る規制基準を遵守すること。

3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年2月26日から1月間

貸金業者の登録の取消し公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により、次のとおり処分した。

平成20年 2月26日

神戸県民局長 砂 川 静 壽

- 1 被処分者
  - 商 号 アップルコーポレーション
  - 氏 名 金 義 浩 (金 城 浩)
  - 登 録 番 号 兵庫県神戸県民局長 (N 1) 第12346号
  - 営業所所在地 神戸市中央区元町高架通3-308
  - 登 録 年 月 日 平成17年12月19日
- 2 処分年月日
  - 平成20年 2月14日
- 3 処分の内容
  - 登録の取消し

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年 2月26日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中、

「

尼崎医療生協病院	同 市南武庫之荘11丁目12-1
----------	------------------

」

を

「

尼崎医療生協病院	同 市南武庫之荘12丁目16-1
----------	------------------

」

に改める。

- 2 老人ホームの表神戸市の項中、

「

介護付有料老人ホーム アミーユ兵庫柳原	同 市兵庫区三川口町3丁目5-15
---------------------	-------------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム アミーユ兵庫柳原	同 市兵庫区三川口町3丁目5-15
---------------------	-------------------

」

特別養護老人ホーム 花みさき(Ⅱ)	同 市兵庫区浜中町1丁目17-14
特別養護老人ホーム パーマリイ・イン千鳥山荘	同 市兵庫区千鳥町3丁目5-1

に改める。

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第2号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県伊丹警察署の部阪急駅前交番の項中「千僧 千僧4、5丁目」を「千僧4、5丁目」に改め、同部新伊丹交番の項中「伊丹（雲正ノ下を除く。） 昆陽東6丁目」を「昆陽東6丁目」に、「梅ノ木4丁目から6丁目まで」を「梅ノ木4丁目から7丁目まで」に改め、同部伊丹駅前交番の項中「伊丹の一部（雲正ノ下）」を「伊丹」に、「天津（高木を除く。）」を「天津」に改め、同部神津交番の項中「東桑津」を「西桑津 東桑津」に、「森本1丁目から9丁目まで」を「森本 森本1丁目から9丁目まで」に改め、同部北村交番の項中「天津の一部（高木） 下河原」を「下河原」に改め、同表兵庫県たつの警察署の部横内駐在所の項中「横内駐在所」を「西鳥井駐在所」に改め、同項位置の欄中「神岡町横内」を「神岡町西鳥井」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第60号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年4月2日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年 2月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
寺 下 吉 三	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
阿佐部 和 子	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域



土 谷 正 歳	有馬警察署の管轄区域
若 林 孝 治	芦屋警察署の管轄区域

兵庫県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年5月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年 2月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
川 崎 英 夫	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
廣 政 孝 夫		
山 川 孫四郎		
祐 実 富士代		
小 松 民 喜		
中 野 カヅ子		
飴 家 一 三		
福 井 道 明		
牛 丸 勉		
稲 荷 眞 三		
仲 川 幸 子	灘警察署 (078) 802-0110	灘警察署の管轄区域
野 田 比 奈		
土 橋 イサ子		
久 保 春 美		
金 氣 宏 明	葺合警察署 (078) 231-0110	葺合警察署の管轄区域
山 口 清 子		
川 畑 房 子		
芥 藤 勇		
大 槻 高		

原 寿 邦	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
内 藤 忠 彦		
中 末 文 雄		
植 西 春 子	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
石 原 保 子		
毛 利 ユイ子		
中 本 善 夫		
鷲 尾 澄 雄	須磨警察署 (078) 731-0110	須磨警察署の管轄区域
滑 川 悦 子		
近 藤 千 早		
菅 野 美知子		
岡 竹 重 信		
横 山 敏 夫		
藤 井 典 代		
岡 本 清 春		
的 場 稔		
坂 田 昭 弘		
小 山 眞知子		
馬 場 信 彦		
鶴 留 文 恵		
蛭 子 武 年		
丹 山 由美子		
杉 尾 須美子		
美 田 周 三		
伊 藤 文 雄		
関 尾 トミ子		
垂 井 和 子		
江 藤 君 代		
中 塚 貞 義		

猿 田 信 子		
西 原 保 子		
三 宮 乃 夫 子		
芥 藤 章 江		
岡 田 基 治	垂水警察署 (078) 781-0110	垂水警察署の管轄区域
加 古 幸 子		
平 井 正		
浦 上 登 美 子		
前 之 園 寿		
大 塚 弘 志		
平 石 喜 代 子		
藤 原 史 生		
坂 部 兼 二		
長 谷 孝 子		
南 奈 美 男		
吉 岡 早 苗		
高 田 英 子		
小 林 昌 夫		
森 口 正 義		
森 田 ち 彥		
山 形 豊 子		
鈴 木 雄 一		
池 内 利 男	神戸水上警察署 (078) 332-0110	神戸水上警察署の管轄区域
山 下 準 一		
西 村 慎 一 郎		
中 辻 沙 千 子		
榎 元 清 治		
熊 田 稔		
桜 原 浩 之		
洲 本 た ま 枝		

水田 啓作	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域
妹尾 一男		
神田 清憲		
松井 正		
安福 まゆみ		
中村 喜一		
藤村 治己		
花崎 一男		
齋藤 利秋	神戸北警察署 (078) 594-0110	神戸北警察署の管轄区域
谷川 治夫		
木下 隆嗣		
吉田 壯市		
清水 堅二		
後藤 知久		
畑中 丈子		
伊藤 健二郎		
和田 修		
大谷 正次		
小野 昇次郎		
宗定 正明		
堀田 倍通		
大野 謙		
畑 政志		
近藤 嘉邦		
松田 イツ子		
森川 隆		
伊谷 正弘		
堀井 由紀江		
水菓子 修省		
倉田 紀子		

西 田 守 行		
横 山 明 子		
森 上 克 己		
平 松 和 子		
工 藤 栄 吉	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
古 舞 正 幸		
荒 木 操		
西 田 保 夫		
森 健 至		
松 井 一 夫		
大 垣 正 義		
牧 原 健 一		
洞 利 男		
伊 東 早 恵 子		
山 下 喆 子		
塚 本 誠 示		
中 村 敏 夫		
溝 田 悟		
細 谷 豊 司		
林 茂		
山 形 武 子		
脇 本 瑞 穂		
和 田 道 子		
川 端 記 久 子		
原 田 美 加		
増 田 育 代		
内 等 祐 一		
仰 倉 保		
田 中 良 明		
山 中 稔 祐		

三宅達夫	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
谷野及		
西受秀文		
前中勝次		
栗野晃		
蘆田勝也		
友安義昭		
中野廣一		
西村英子	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
道下和代		
安本民子		
田淵増治		
古結公司		
西本正		
那須孝徳		
元山義文		
畑晴實		
青木修		
船田定		
中橋俊敬		
岡田勝行		
宮野俊夫		
石場具視		
大谷快三		
中川美智子	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域
金地悦子		
中島一美		
佐藤至宏		
花岡香織	尼崎東警察署 (06) 6489-0110	尼崎東警察署の管轄区域
並河昭		

高橋 恵子		
橘 尚誠		
原口 興治	尼崎北警察署 (06) 6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域
倉本 剛志		
富田 茂雄		
河越 稔		
赤井 哲男		
宮嶋 諭	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
喜谷 千恵美	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
田中 仁		
吉川 進		
木村 治久		
芥川 忠雄		
井上 佐江子		
日野 ゆう子		
敷地 勝也		
松田 菊次		
森田 嘉信		
歳内 静夫	三田警察署 (079) 563-0110	三田警察署の管轄区域
藤本 紀一		
岡 洋太郎		
川嶋 俊幸		
藪垣 利和		
美除 行弘		
上川 純子		
西羅 壽和		
田中 弼		
大石 由一		
岡野 正義	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域
中武 政男		

藤原政夫		
池田紀年		
三好文晴		
山本雄史	三木警察署 (0794) 82-0110	三木警察署の管轄区域
藤田恵美子		
油谷正		
菅野正		
若本明夫		
藤井照江		
黒河香代子		
田中和代		
福間俊史		
西森二三子		
田代眞佐子		
矢野不二子		
富田栄子		
水田直子		
寺井勲	加古川警察署 (079) 427-0110	加古川警察署の管轄区域
岩本秀治		
広瀬英治		
浅見正三		
森本英夫		
森時彦		
小川芳昭		
荒田孝一		
高見はや子		
高田忠之		
岸本英一		
竹内弘美		
吉田正		



鶴 田 昇	高砂警察署 (079) 442-0110	高砂警察署の管轄区域
原 田 俊 三		
草 部 正 男		
上 月 公 和	姫路警察署 (079) 222-0110	姫路警察署の管轄区域
徳 永 浩		
山 戸 勉		
高 井 康 博		
前 川 尚 寿	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
岡 部 丈 一		
川 上 達 也		
藤 井 孝 一 郎		
平 田 幹 和		
赤 松 友 一		
松 原 勢 峰		
赤 田 義 明		

兵庫県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年5月1日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
廣 田 久 代	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
藤 綱 孝 子		
山 田 雅 秋	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
前 嶋 保 男	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
田 中 義 則	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
増 田 隆		
福 田 正 良		

伊藤 耕 二

尼崎東警察署 (06) 6489-0110

尼崎東警察署の管轄区域

## 2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
杉 山 幸 弘	東灘警察署の管轄区域
中 村 重 雄	
塩 崎 泰 老	長田警察署の管轄区域
篠 原 正 寛	西宮警察署の管轄区域
糸 井 正 吾	甲子園警察署の管轄区域
大久保 利 雄	
瀬 川 康 次	
北 村 豊 一	尼崎東警察署の管轄区域

## 兵庫県公安委員会告示第63号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年5月16日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

## 1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
俣 木 利	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域

## 2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
松 下 勝 子	芦屋警察署の管轄区域

## 兵庫県公安委員会告示第64号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年5月18日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
西 村 重 雄	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
松 田 實		
勘 原 勉		

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
金 南 英 司	川西警察署の管轄区域
西 田 秀 夫	
細 川 己 八 郎	

兵庫県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年5月28日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
市 村 喜 久	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
申 谷 好 子	淡路警察署 (0799) 72-0110	淡路警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
佐 藤 一 夫	伊丹警察署の管轄区域
廣 瀬 幸 治	淡路警察署の管轄区域

兵庫県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年8月15日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

## 1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
中 山 隆 司	神戸水上警察署 (078) 332-0110	神戸水上警察署の管轄区域

## 2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
山 下 準 一	神戸水上警察署の管轄区域

## 兵庫県公安委員会告示第67号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年9月10日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年2月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

## 1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
松 浦 茂 子	神戸水上警察署 (078) 332-0110	神戸水上警察署の管轄区域
柏 坂 照 雄	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域

## 2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
池 内 利 夫	神戸水上警察署の管轄区域
三 好 文 晴	明石警察署の管轄区域

## 正 誤

○平成16年3月16日付け（兵庫県公報第1551号）

兵庫県告示第343号（車両制限令に基づく道路の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	下から21	芦屋市緑町10丁目8番37から 西宮市鳴尾浜1丁目18番3まで	芦屋市潮見町13番52から 西宮市鳴尾浜1丁目20番23まで

○平成19年11月30日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則（兵庫県規則第75号）中

(ページ)	8
(行)	下から28

(誤)

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の項中

「

8	12	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.4836	38,600
						1	0.4836	39,000
8	12	43	須磨住宅	神戸市須磨区行幸町1丁目	12階建	1	0.4261	32,700
						3	0.4261	33,100
						1	0.6003	47,500
						4	0.6003	47,900
						1	0.6003	48,300
						1	0.6003	48,900
						1	0.6153	47,900
						1	0.6153	48,300

」

を

「

8	12	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.4836	39,000
						1	0.4261	32,700
						3	0.4261	33,100

(正)

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の項中

「

8	12	43	須磨住宅	神戸市須磨区行幸町1丁目	12階建	1	0.4261	32,700
						3	0.4261	33,100
						1	0.6003	47,500
						4	0.6003	47,900
						1	0.6003	48,300
						1	0.6003	48,900
						1	0.6153	47,900
						1	0.6153	48,300

」

を

「

						1	0.4261	32,700
						3	0.4261	33,100

(ページ)	10																																																
(行)	下から14																																																
(誤)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1.0376</td> <td>91,200</td> </tr> </table>																										1	1.0376	91,200																				
							1	1.0376	91,200																																								
	に、																																																
	「																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.9192</td> <td>80,600</td> </tr> </table>																										1	0.9192	80,600																				
							1	0.9192	80,600																																								
(正)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1.0376</td> <td>91,200</td> </tr> </table>																										1	1.0376	91,200																				
							1	1.0376	91,200																																								
	に、																																																
	「																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>8</td> <td>42</td> <td>布引住宅</td> <td>神戸市中央区布引町3丁目</td> <td>10階建</td> <td></td> <td>2</td> <td>0.4477</td> <td>38,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.4836</td> <td>38,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.6859</td> <td>56,300</td> </tr> </table>																			9	8	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建		2	0.4477	38,600								1	0.4836	38,600								1	0.6859	56,300
9	8	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建		2	0.4477	38,600																																								
							1	0.4836	38,600																																								
							1	0.6859	56,300																																								
	を																																																
	「																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>8</td> <td>42</td> <td>布引住宅</td> <td>神戸市中央区布引町3丁目</td> <td>10階建</td> <td></td> <td>1</td> <td>0.4477</td> <td>38,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.4836</td> <td>38,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.6859</td> <td>56,300</td> </tr> </table>																			9	8	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建		1	0.4477	38,600								1	0.4836	38,600								1	0.6859	56,300
9	8	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建		1	0.4477	38,600																																								
							1	0.4836	38,600																																								
							1	0.6859	56,300																																								
	に、																																																
	「																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.9192</td> <td>80,600</td> </tr> </table>																										1	0.9192	80,600																				
							1	0.9192	80,600																																								